

労働安全衛生規則等の一部を 改正する省令案の概要 (産業医制度等関係)

厚生労働省
安全衛生部労働衛生課

産業医制度等に係る省令改正について

改正の背景

「**産業医制度の在り方に関する検討会※**」の報告書（平成28年12月26日公表）等に基づき、所要の改正を行う。

※ 過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応すべき業務が増加している。このような背景から、産業現場のニーズを踏まえつつ、産業医の位置づけや役割などについて検討することを目的として開催。

報告書の主な内容

1 産業医に必要な情報取得のあり方について

- 近年は、事業場における労働者の健康確保対策として、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等も重要となっており、また、嘱託産業医を中心により効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられる。
- このため、事業者から産業医に対して、定期的（月1回以上）に以下の情報が提供される場合においては、**産業医の職場巡視の頻度を、事業者の同意を条件として、「毎月1回以上」から「2月以内ごとに1回以上」へ変更を可能とすることが適当**
 - ア) 過重労働対策などにとって有用な、安衛則第52条の2に基づき、事業者が月1回以上把握する長時間労働者に対する面接指導の基準（労働時間の部分）に該当する労働者及びその労働時間数
 - イ) 作業環境、作業方法等の問題点の把握等にとって有用な、週1回以上の衛生管理者の職場巡視の結果
 - ウ) 上記ア) 及びイ) のほか、産業医に提供すべき情報として、各事業場の状況に応じて衛生委員会等において調査審議の上、定める事項なお、事業者の同意は、産業医の意見に基づいて衛生委員会等において調査審議を行った結果を踏まえて行うよう、国等が指導することが適当。

- 事業者から産業医への情報提供に関して、**産業医の職場巡視の頻度を変更しない事業者**についても、上記ア) の情報については、過重労働対策等にとって有用であることから、事業者から産業医に対して**定期的（月1回以上）に提供することを義務付ける**ことが必要。

また、上記イ) 及びウ) についても定期的に提供するよう、国等が指導することが適当。

- 産業医は、事業場における労働衛生管理上の課題によっては、必要に応じて、上記ア) 、イ) 及びウ) 以外の情報についても、事業者から提供を受けるなどにより把握し、課題等に対応することが必要である。

2 健康診断及び事後措置について

- 義務とされている、健康診断の異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取を確実に実施するためには、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年11月30日付け健康診断結果措置指針公示第8号）等で示している、
 - 事業者が、意見聴取を行う医師又は歯科医師に対して、異常所見であった労働者の業務の状況（労働者に係る作業環境、労働時間、作業態様等）等の情報を提供することなどが必要であり、上記の情報については、意見を述べる医師等は、既に産業保健活動等により入手している場合があるなどの状況にあるが、当該情報提供の着実な実施を図るため、事業者は、**当該医師等が意見を述べるために必要と認める労働者の業務に関する情報**について、**当該医師等から提供を求められたときは、当該情報を提供する**ことを義務付けることが必要。

現 行

- 現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。
 - 産業医は、少なくとも**毎月一回作業場等を巡視**し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。（労働安全衛生規則第15条）
 - 事業者は、健康診断の結果、**異常の所見があると診断された労働者**について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、**医師等からの意見を聴取**する。（労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文）
 - 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が**1月当たり100時間を超える労働者**について、当該労働者からの申出に基づいて**医師による面接指導**を行う。（労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2）

改正の内容

産業医の定期巡視の頻度の見直し（労働安全衛生規則第15条関係）

- 少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、**事業者から毎月1回産業医に所定の情報が提供されている場合**であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。
 - 1 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
 - 2 1に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

（労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文関係）

- 事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを**提供しなければならない**こととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供（労働安全衛生規則第52条の2 関係）

- 事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が**1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報**を産業医に提供しなければならないものとする。